

招集期日	令和5年3月22日(水)		会議の場所	301会議室
会議の時刻 及び宣告者	開会の時刻	午後3時30分	開会者	教育長
	閉会の時刻	午後4時30分	閉会者	教育長
委員出席状況				
氏名	摘要	氏名	摘要	
秋本文子教育長	出席	平野博之委員	出席	
柿沼拓弥教育長職務代理者	出席	駒澤幸浩委員	出席	
高瀬賢一委員	出席			
議事参与者及び 説明のための出席者	細村学校教育部長	清水生涯学習部長	須永教育総務課長	今成学校教育課長
	田中学校給食センター所長	米花生涯学習課長	佐藤スポーツ振興課長	根岸図書館長兼郷土資料館長
書記名	教育総務課総務係 小林			傍聴人 なし
会議事件名	て ん 末			
開会  日程第1 前回会議録の承認	教育長	本日、傍聴人はない。  3月定例教育委員会を開会		
	教育長	教育委員会の会議は公開が原則となっているが、人事に関する案件等について出席委員の3分の2以上の多数で議決した場合は非公開とすることができる。本日の日程の中で報告事項1は児童生徒の個人情報のため、報告事項2は非公開情報のため、議案第20号は人事案件のため、いずれも非公開としてよろしいか。		
	教育長	異議なしの声あり		
	教育長	報告事項1、報告事項2及び議案第20号を非公開とする。		
	教育長	2月定例教育委員会の会議録について諮った。  異議なしの声あり		

会議事件名	て ん 末	
<p>日程第2 報告事項1 令和5年度羽生市育英資金・奨学資金給与生について</p> <p>報告事項2 令和4年度羽生市学力アップテスト結果について</p> <p>報告事項3 学校給食用食材放射能測定事業の終了について</p>	<p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>学校給食センター所長</p> <p>教育長</p>	<p>前回は、承認された旨宣した。</p> <p>報告事項1から報告事項2については、会議を非公開とする。</p> <p>(会議非公開)</p> <p>(会議非公開)</p> <p>報告事項3について、学校給食センター所長から説明を求めた。</p> <p>東日本大震災の福島第1原発事故を受け、平成24年から学校給食の安全性を確認するため、放射能測定を実施している。</p> <p>その間、放射性物質は検出されていない。測定場所は、平成24年度から令和3年8月までは県内5か所、令和4年度は熊谷市江南行政センターなど県内4か所、令和5年度はさいたま市役所1か所となる予定である。市場に流通している給食に使用される食材の放射性物質に関する安全性が出荷流通の段階の検査により確保されていて、東日本大震災より10年以上経過し、今後、更に検出される可能性が少なくなることが予測されることから、令和5年度より学校給食用食材の放射能測定事業を終了するものである。</p> <p>報告事項4から8までについて、生涯学習課長から説明を求めた。</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>報告事項4 令和4年度羽生市人権教育指導者研修会の結果について</p>	生涯学習課長	<p>本研修会は今年度、オンライン研修と会場参集の選択制とし、オンラインの場合は令和4年10月24日から令和5年1月31日まで、会場参集の場合は令和4年12月17日にパープル羽生でそれぞれ実施した。講座内容及び参加者所属・申込者数については、記載のとおりである。修了者数は、申込者全体で185名のうち159人、85.9%の割合である。</p> <p>受講方法をオンラインと会場参集の選択制とした結果、約3割の方が会場参集を選択した。アンケートでは、どちらの方法も、それぞれに参加者の支持率が高かったことから、受講方法の選択制は有効であったと考えている。</p> <p>令和5年度はアンケートの結果を踏まえ、レジュメの配布を含め、研修内容を検討し、幅広く市民に対する人権教育の推進に努める。</p>
<p>報告事項5 高校生インストラクター講座「ハンドミラー付カードケースを作ろう」及び「介護技術と福祉用具を体験しよう」の結果について</p>	生涯学習課長	<p>本講座は、令和5年2月5日日曜日午前9時から午後0時15分まで、羽生実業高等学校園芸実習室で開催した。</p> <p>園芸科生徒4名が講師となり、レザークラフトによりカードケースを製作した。参加者は一般参加の12名である。</p> <p>講師となった高校生が、人に伝えることの難しさを感じながらも、教える立場に新鮮さを感じ、また参加者の笑顔に嬉しさを感じるなど、満足感や達成感を得ている様子が見受けられた。</p> <p>一方で想定よりも製作時間を要し、終了予定時刻を大幅に超過したことから、次回以降は作業内容と時間管理について十分調整をしていく。</p> <p>「介護技術と福祉用具を体験しよう」についてである。</p> <p>本講座は、令和5年2月18日土曜日午前10時から11時30分まで、誠和福祉高等学校介護実習室で開催した。JRC・ユウリカ部の生徒10名が講師となり、福祉用具の使用体験やユニバーサルデザイン食器の特徴などについて説明した。参加者は、小学生5人、高校生1人、一般9人の合計15名である。</p> <p>講師となった高校生が、普段あまり触れることのない福祉を受講者が身近に感じてもらったことや地域の方に自分の知識や技術を伝えることで、自分自身も改めてその知識を再確認するなど、成長していく姿が見受けられた。</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>報告事項6 第35回舞台芸能発表会の結果について</p>	<p>生涯学習課長</p>	<p>高校生インストラクター講座は、受講者の満足度が非常に高いことから、講座の魅力をさらにアピールし、参加者の拡大を図る。</p> <p>令和5年2月19日日曜日午前10時から午後4時まで、産業文化ホール小ホールで開催した。来場者数は301名である。内容は、参加団体5団体による48の演技発表が行われた。</p> <p>コロナ禍により3年ぶりの開催となったが、実行委員会役員の協力により円滑に運営することができた。今後も市民文化と地域文化の振興を図る事業として継続していく。</p>
<p>報告事項7 第14回羽生市郷土芸能発表会の結果について</p>	<p>生涯学習課長</p>	<p>令和5年2月12日日曜日、午後1時から午後4時40分まで産業文化ホール小ホールで開催した。参加団体は7団体、演目は記載のとおりである。</p> <p>3年ぶりの開催だが出演者を含め約400名の来場者があった。来場者アンケートでは、回答件数94件のうち95.7%の方が「大変良い」「良い」という回答であった。また、回答者全員が次回も「ぜひ見たい」「都合が合えば見たい」と回答した。このような伝統文化の発表の場を継続し、郷土芸能保存会の活動意欲の向上及び市民の郷土芸能への関心をもつ機会の確保に努める。開催時の様子として、下岩瀬白山太鼓保存会と中宿万作保存会の写真を掲載した。</p>
<p>報告事項8 令和4年度公民館利用団体人権教育講座の結果について</p>	<p>生涯学習課長</p>	<p>本年度の受講対象者は、村君公民館及び岩瀬公民館の利用団体であり、日程および研修内容は記載のとおりである。村君公民館開催の2月10日「ケアラー支援のために」の講座は、雪のため中止となった。</p> <p>参加者所属については、村君公民館は23団体。岩瀬公民館は15団体を対象に、延べ77名が参加した。</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>報告事項9 株式会社オリエンタルスポーツ（さいたまディレーブ）との連携協定の締結について</p>	<p>教育長</p> <p>スポーツ振興課長</p>	<p>1日目の講義1では、障害者差別解消法の内容やヘルプマークの意味および合理的配慮について、講義2では、ヤングケアラーの実態や支援のポイントについて、2日目の講義では、ワークショップ型の講義により部落差別について考え、それぞれ人権に対して理解を深める機会となった。</p> <p>今後も引き続き定期的に人権教育講座を開催していく。</p> <p>報告事項9について、スポーツ振興課長から説明を求めた。</p> <p>体育館等の指定管理者である毎日興行株式会社の仲介により、自転車プロチームさいたまディレーブの運営会社である株式会社オリエンタルスポーツと2月13日に連携協力に関する協定を締結した。これにより、羽生市と株式会社オリエンタルスポーツが有する情報やネットワークなどの資源を活かし、協働して事業に取り組むことで、スポーツの振興、市民の体力増進及び健康保持、青少年の健全育成をさらに推進していく。</p> <p>締結式に関しては、記載のとおりである。連携の内容のうち、(1)スポーツ振興に関することとして、今月12日に開催した藍のまち羽生さわやかマラソン大会では、さいたまディレーブの選手3名が自転車に乗りながらコースの見守りをした。</p> <p>この協定締結を機に、身近な乗り物である自転車を通して、市民がさらに健康を維持できるよう連携して取り組んでいく。</p>
<p>報告事項10 令和4年度蔵書点検結果について</p>	<p>教育長</p> <p>図書館長兼郷土資料館長</p>	<p>報告事項10から12までについて、図書館長兼郷土資料館長から説明を求めた。</p> <p>作業期間は、令和5年1月5日から2月3日までの約1か月間で、1月30日から2月3日までの5日間を休館とし実施した。点検対象は、書籍資料184,432点と視聴覚資料2,507点で、資料のバーコードを読み込み、台帳と照合し、併せて書架整備を行った。実施結果は、41点が所在不明となっていた。不明図書</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>報告事項11 令和4年度ブックトーク小学校訪問の結果について</p>	<p>図書館長兼郷土資料館長</p>	<p>については、翌年度の蔵書点検で発見される場合もあるが、3年以上経過しても見つからないものは、規定に基づき除籍処理を行う。今年度は、令和元年度から3年経過した219点を除籍した。</p> <p>ブックトーク小学校訪問は、3年生を対象として、朝の活動の時間に図書館職員が学校訪問し、本の紹介を行い、読書の楽しさを伝える目的で実施している。</p> <p>令和4年度は全11小学校で実施することができ、383名が参加した。各小学校への貸出冊数は、1校当たり70冊程度で合計652冊だった。訪問当日の写真を掲載した。</p>
<p>報告事項12 令和5年度ブックトーク小学校訪問の実施について</p>	<p>図書館長兼郷土資料館長</p>	<p>訪問内容については、令和4年度と同様である。令和5年度の実施予定は、訪問日程予定表のとおりである。この日程とテーマで、小学校からの希望日の申込みにより、日程調整の上実施する。</p>
<p>報告事項13 その他</p>	<p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p>	<p>その他の報告を求めた。</p> <p>特になし</p> <p>報告事項3から12までに関して、質問・意見を求めた。</p> <p>特になし</p> <p>報告事項については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p> <p>協議事項1について、教育総務課長から説明を求めた。</p>



会議事件名	て ん 末	
<p>協議事項3 羽生市英語検定料助成金 交付要綱の一部を改正す る要綱</p> <p>日程第4 議案第8号 羽生市教育委員会が 管理する個人情報の 保護に関する規程</p>	教育長	協議事項2については、よろしいか。
		異議なしの声あり
	教育長	協議事項2は、承認された旨宣した。
	教育長	協議事項3について、学校教育課長から説明を求めた。
	学校教育課長	<p>令和4年度から英語検定受験料を振り込む際に手数料がかかることとなった。それに伴い、助成金の額に振込手数料110円を加算できるよう、羽生市英語検定助成金交付要綱を整備するものである。第4条第2項に手数料に係る内容を追加した。</p> <p>また、第5条の英語検定の会場に、中学校のほか市内の施設を加えたものである。</p>
	教育長	協議事項3について、質問・意見を求めた。
		特になし
	教育長	協議事項3については、よろしいか。
		異議なしの声あり
	教育長	協議事項3は、承認された旨宣した。
教育長	議案第8号について、教育総務課長から説明を求めた。	
教育総務課長	<p>個人情報保護に関する法律が改正されたことに伴い、現行の羽生市個人情報保護条例及び羽生市長が管理する個人情報の保護に関する規則の題名が、令和5年4月1日から改正になるため、羽生市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規程</p>	



会議事件名	て ん 末	
<p>議案第9号 羽生市教育委員会が 管理する個人情報の 保護に関する規程を 廃止する規程</p>	教育長	<p>について整備するものである。</p> <p>議案第8号について、質問・意見を求めた。</p> <p>特になし</p>
	教育長	<p>議案第8号については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>
	教育長	<p>議案第8号は、可決された旨宣した。</p>
	教育長	<p>議案第9号について、教育総務課長から説明を求めた。</p>
	教育総務課長	<p>個人情報保護法等の改正に伴い、羽生市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規程を議案第8号において訓令として制定し直すため、告示として発令されている現在の規程を廃止するものである。</p> <p>なお、訓令とは市長その他の機関の長が発令する命令であり、一般的には職員を対象とした職務について出されるもので、個人情報の取扱いに関することは、職務上の事項についての命令であることから訓令という形に今回改めるものである。</p>
	教育長	<p>議案第9号について、質問・意見を求めた。</p> <p>特になし</p>
	教育長	<p>議案第9号については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>
	教育長	<p>議案第9号は、可決された旨宣した。</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>議案第10号 令和5年度羽生市国際化推進員の任命について</p>	教育長	議案第10号について、学校教育課長から説明を求めた。
	学校教育課長	羽生市国際化推進員の設置に関する規則第2条の規定により、次の者を羽生市国際化推進員に任命することについて議決を求めるものである。対象者は再任であり、任期は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間である。
	教育長	<p>議案第10号について、質問・意見を求めた。</p> <p>特になし</p>
	教育長	<p>議案第10号については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>
	教育長	議案第10号は、可決された旨宣した。
<p>議案第11号 令和5年度羽生市教育研修センター所長の任命について</p>	教育長	議案第11号について、学校教育課長から説明を求めた。
	学校教育課長	羽生市教育研修センター設置要綱第4条第2項の規定により、次の者を所長に任命することについて、議決を求めるものである。対象者は再任であり、任期は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間である。
	教育長	<p>議案第11号について、質問・意見を求めた。</p> <p>特になし</p> <p>議案第11号については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>議案第12号 令和5年度羽生市スクールソーシャルワーカーの任命について</p>	教育長	議案第11号は、可決された旨宣した。
	教育長	議案第12号について、学校教育課長から説明を求めた。
	学校教育課長	羽生市教育研修センター設置要綱第4条第4項の規定により、次の者を羽生市スクールソーシャルワーカーに任命することについて、議決を求めるものである。対象者は2名で、高田一氏は再任であり、残間利博氏が新任である。残間利博氏は、平成28年4月から令和2年3月まで羽生北小学校の校長を務めた。任期は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間である。
	教育長	<p>議案第12号について、質問・意見を求めた。</p> <p>特になし</p>
	教育長	<p>議案第12号については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>
	教育長	議案第12号は、可決された旨宣した。
	<p>議案第13号 令和5年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について</p>	教育長
学校教育課長		<p>羽生市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱等に関する要綱第2条の規定により、名簿（案）に記載のある者に委嘱をすることについて、議決を求めるものである。対象者は、全員再任である。任期は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間である。</p>
	教育長	議案第13号について、質問・意見を求めた。

会議事件名	て ん 末	
議案第14号 令和5年度学校医の 委嘱について	教育長	特になし  議案第13号については、よろしいか。  異議なしの声あり
	教育長	議案第13号は、可決された旨宣した。
	教育長	議案第14号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条第6項に規定する、委員の一身上に関する議案であるため、平野委員の退出を求める。  (平野委員 退出)
	教育長	議案第14号について、学校教育課長から説明を求めた。
	学校教育課長	羽生市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱等に関する要綱第2条の規定により、名簿(案)に記載のある者に、羽生北小学校及び川俣小学校の学校医を委嘱することについて、議決を求めるものである。対象者は、再任である。任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間である。
	教育長	議案第14号について、質問・意見を求めた。  特になし
	教育長	議案第14号については、よろしいか。  異議なしの声あり
	教育長	議案第14号は、可決された旨宣した。

会議事件名	て ん 末	
<p>議案第15号 令和5年度羽生市集 会所指導員の任命に ついて</p>	教育長	平野委員の入室を認める。
		(平野委員 入室)
	教育長	議案第15号について、生涯学習課長から説明を求めた。
	生涯学習課長	羽生市集会所指導員設置規則第4条の規定により、名簿記載のとおり、1名の集会所指導員を任命することについて、議決を求めるものである。任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間である。
	教育長	議案第15号について、質問・意見を求めた。  特になし
	教育長	議案第15号については、よろしいか。  異議なしの声あり
<p>議案第16号 令和5年度社会教育 指導員の任命につい て</p>	教育長	議案第15号は、可決された旨宣した。
	生涯学習課長	議案第16号について、生涯学習課長から説明を求めた。
	生涯学習課長	社会教育指導員設置規則第4条の規定により、名簿のとおり、1名の社会教育指導員を任命することについて、議決を求めるものである。任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間である。
	教育長	議案第16号について、質問・意見を求めた。  特になし

会議事件名	て ん 末	
<p>議案第17号 令和5年度羽生市公民館長の任命について</p> <p>議案第18号 文化財保護審議委員の委嘱について</p>	教育長	議案第16号については、よろしいか。
		異議なしの声あり
	教育長	議案第16号は、可決された旨宣した。
	教育長	議案第17号について、生涯学習課長から説明を求めた。
	生涯学習課長	社会教育法第28条の規定により、名簿のとおり九つの公民館の館長を任命することについて、議決を求めるものである。新たに公民館長となる者は、井泉公民館の鳥海一寿氏で、その他の公民館長は再任である。任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間である。
	教育長	議案第17号について、質問・意見を求めた。
	教育長	特になし
	教育長	議案第17号については、よろしいか。
教育長	異議なしの声あり	
教育長	議案第17号は、可決された旨宣した。	
教育長	議案第18号について、生涯学習課長から説明を求めた。	
生涯学習課長	文化財保護審議委員等に関する規則第4条第1項の規定により、名簿記載のとおり、7名の文化財保護審議委員を委嘱することについて、議決を求めるものである。7名全員が再任であり、任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間である。	

会議事件名	て ん 末	
<p>議案第19号 令和5年度羽生市立 郷土資料館調査員の 任命について</p>	教育長	<p>議案第18号について、質問・意見を求めた。</p> <p>特になし</p>
	教育長	<p>議案第18号については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>
	教育長	<p>議案第18号は、可決された旨宣した。</p>
	教育長	<p>議案第19号について、図書館長兼郷土資料館長から説明を求めた。</p>
	図書館長兼郷土資料館長	<p>調査委員の任期が令和5年3月31日をもって満了することから、羽生市立郷土資料館調査員設置要綱第2条の規定により、記載の2名に任命することについて、議決を求めるものである。2名とも再任であり、任期は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間である。</p>
	教育長	<p>議案第19号について、質問・意見を求めた。</p> <p>特になし</p>
	教育長	<p>議案第19号については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>
	教育長	<p>議案第19号は、可決された旨宣した。</p> <p>議案第20号については、会議を非公開とする。</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>議案第20号 教育委員会事務局職 員の人事異動につい て</p> <p>閉会</p>	<p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育総務課長</p>	<p>(会議非公開 可決)</p> <p>これより、会議を公開する。</p> <p>次回教育委員会の日程について、事務局より説明の旨。</p> <p>4月定例教育委員会は、4月12日 午後1時30分より、301 会議室にて開催する。</p> <p>閉会を宣した。</p> <p>教育長 _____</p> <p>委 員 _____</p> <p>委 員 _____</p> <p>書 記 _____</p>